

厚生労働省国民保護計画 22年度変更 新旧対照表

変更案	現行
<p>第1章 実施体制の確立</p> <p>第1節 組織・体制等の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地方厚生局及び都道府県労働局における体制の整備</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) (削除)</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 地方厚生局及び都道府県労働局における連絡体制及び参集体制の整備</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) (削除)</u></p>	<p>第1章 実施体制の確立</p> <p>第1節 組織・体制等の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地方厚生局、都道府県労働局及び地方社会保険事務局における体制の整備</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 地方社会保険事務局における連絡体制の整備</u></p> <p>○ <u>地方社会保険事務局総務課は、武力攻撃事態等における指示の伝達、情報収集等を迅速に行うための体制を整備しておくものとする。</u></p> <p><u>なお、体制の整備に際しては、夜間、休日等の勤務時間外における連絡体制の整備、複数の連絡手段や連絡先の確保、社会保険庁本庁及び管下社会保険事務所への連絡責任者の指定等の措置を講ずること。また、社会保険事務所においても、所属する地方社会保険事務局への連絡責任者の指定等連絡体制の整備のための措置を講ずること。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 地方厚生局、都道府県労働局及び地方社会保険事務局における連絡体制及び参集体制の整備</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 地方社会保険事務局における連絡体制及び参集体制の整備</u></p>

<p>5～6 (略)</p>	<p>備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>地方社会保険事務局総務課に、社会保険庁本庁及び管下社会保険事務所との連絡調整を行う「連絡担当者」を置く。</u> ○ <u>本庁における地方社会保険事務局との連絡調整窓口は、連絡会議事務局と連携し（第1章第3節1（1）に定める省対策本部の設置後は省対策本部の指示を受けて）社会保険庁総務部総務課が行うが、地方社会保険事務局に対する個別具体的な指示等については、本庁関係各課が直接行うものとする。</u> ○ <u>社会保険庁総務部総務課は、連絡会議事務局（第1章第3節1（1）に定める省対策本部の設置後は省対策本部）から武力攻撃事態等に関する連絡を受けた場合には、当該事態の発生した地域を管轄する地方社会保険事務局に連絡する。</u> ○ <u>社会保険庁総務部総務課は、地方社会保険事務局から現地の状況の報告を受けた場合及び地方社会保険事務局に対する指示等を行った場合には、本庁関係各課にその旨を伝達する。</u> ○ <u>本庁関係各課は、地方社会保険事務局から現地の状況の報告を受けた場合及び地方社会保険事務局に対する指示等を行った場合には、社会保険庁総務部総務課にその旨を伝達する。</u> <p>5～6 (略)</p>
----------------	--

第2節 (略)

第3節 武力攻撃事態等における活動体制の確立

1～4 (略)

5 (削除)

第2章 (略)

第3章 住民の避難に関する措置に関する事項

第1節 警報の通知及び伝達

○ (略)

○ (略)

○ (略)

○ (略)

○ (略)

○ (削除)

第2節 (略)

第3節 武力攻撃事態等における活動体制の確立

1～4 (略)

5 地方社会保険事務局国民保護対策本部の設置

○ 地方社会保険事務局長は、その管轄区域内で武力攻撃事態等が発生した場合において、国民の保護のため必要があると認めるときは、地方社会保険事務局国民保護対策本部を設置する。

○ 地方社会保険事務局国民保護対策本部の組織その他の必要な事項は、社会保険庁総務部総務課が定める。

第2章 (略)

第3章 住民の避難に関する措置に関する事項

第1節 警報の通知及び伝達

○ (略)

○ (略)

○ (略)

○ (略)

○ (略)

○ 社会保険庁本庁は、警報の通知を受けたときは、地方社会保険事務局長に対し、速やかに通知するとともに、必要に応じて職員や庁舎等の管理に関する個別具体的な指示を行う。

○ 地方社会保険事務局長は、警報の通知を受けたときは、管内の社会保険事務所長に対して、その内容を迅速かつ的

<p>○ (以下略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第4章 避難住民等の救援に関する措置に関する事項</p> <p>第1節～第2節 (略)</p> <p>第3節 医療の提供等</p> <p>1 医療の提供及び助産</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 医療活動を実施するための体制整備等</p> <p>○ <u>厚生労働省医政局は、必要に応じて、国立高度専門医療研究センターに対する要請を行い、武力攻撃災害の防除、軽減及び復旧に資するよう、国立高度専門医療研究センターの専門的及び技術的な知見を活用するものとする。</u></p> <p>○ <u>厚生労働省医政局は、国立高度専門医療研究センターに対し、武力攻撃災害が発生した場合に備え、平素からNBC攻撃も想定しつつ、必要な医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるよう促す。</u></p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p>	<p><u>確に通知するとともに、必要な指示を行うものとする。</u></p> <p>○ <u>社会保険事務所長は、警報の通知を受けたときは、来庁者に対し、その内容を迅速かつ的確に伝達するものとする。</u></p> <p>○ (以下略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第4章 避難住民等の救援に関する措置に関する事項</p> <p>第1節～第2節 (略)</p> <p>第3節 医療の提供等</p> <p>1 医療の提供及び助産</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 医療活動を実施するための体制整備等</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>○ <u>厚生労働省医政局は、武力攻撃災害が発生した場合、国立高度専門医療センターによる医薬品、医療資機材等を活用するとともに、平素からNBC攻撃も想定しつつ必要な医薬品医療資機材等の備蓄に努めるものとする。</u></p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p>
---	--

○ 厚生労働省健康局は、平素から感染症を診断した医師の届出状況进行分析することにより、感染症の異状な発生動向を迅速に察知するものとする（感染症サーベイランス）。また、例えば、生物兵器を用いた潜行型の武力攻撃事態等においては、呼吸器症状、皮膚症状などの感染症に特有な症状を呈した患者について、確定診断の前でも医師から報告を求める臨時的調査（症候群サーベイランス）を実施するなど感染症の発生動向をより迅速に察知するものとする。

○ （略）

（3）医療活動の実施

○ 厚生労働省医政局は、国立高度専門医療研究センターに対して、必要に応じ、高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成20年法律第93号）第24条の規定に基づき、医療活動の実施を求めるものとする。

○ （略）

（4）医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

①核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

○ 厚生労働省医政局は、内閣総理大臣の指揮の下で、必要に応じて、緊急被ばく医療派遣チームの構成員として、国立高度専門医療研究センターの医療関係者を派遣するよう求めるものとする。

○ （略）

○ 厚生労働省健康局は、平素から感染症を診断した医師の届出状況进行分析することにより、感染症の異状な発生動向を迅速に察知するものとする（感染症サーベイランス）。また、例えば、生物兵器を用いた潜行型の武力攻撃事態等においては、呼吸器症状、皮膚症状などの感染症に特有な症状を呈した患者について、確定診断の前でも医師から報告を求める臨時的調査（症候群別サーベイランス）を実施するなど感染症の発生動向をより迅速に察知するものとする。

○ （略）

（3）医療活動の実施

○ 厚生労働省医政局は、国立高度専門医療センターにおいて医療活動を行うものとする。

○ （略）

（4）医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

①核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

○ 厚生労働省医政局は、内閣総理大臣の指揮の下で、必要に応じて、緊急被ばく医療派遣チームの構成員として、国立高度専門医療センターの医療関係者を派遣するものとする。

○ （略）

○ (略)

○ 厚生労働省医政局は、内閣総理大臣の指揮の下で、必要に応じて、国立高度専門医療研究センターの医師、看護師、診療放射線技師、薬剤師等の必要な人員を現地の医療機関に派遣し、医薬品、医療機器等を提供するよう求めるものとする。

②～③ (略)

第4節～第6節 (略)

第5章～第6章 (略)

第7章 国民生活の安定に関する措置に関する事項

第1節 国民生活の安定

1 (略)

2 社会保険関係

(1) (略)

(2) 社会保険業務に係る緊急業務処理体制の整備

○ 厚生労働省年金局は、被害状況に応じて、必要と認められる場合には、可及的速やかに以下の対策を実施する。

・ 社会保険業務を円滑に実施するため、具体的な情報を収集するとともに継続的に情報収集を行い、日本年金機構に対し、的確に情報提供を行う。

・ (削除)

・ 関係機関との十分な連携を図り、支払通知書等を

○ (略)

○ 厚生労働省医政局は、内閣総理大臣の指揮の下で、必要に応じて、国立高度専門医療センターの医師、看護師、診療放射線技師、薬剤師等の必要な人員を現地の医療機関に派遣し、医薬品、医療機器等を提供するものとする。

②～③ (略)

第4節～第6節 (略)

第5章～第6章 (略)

第7章 国民生活の安定に関する措置に関する事項

第1節 国民生活の安定

1 (略)

2 社会保険関係

(1) (略)

(2) 社会保険業務に係る緊急業務処理体制の整備

○ 被害状況に応じて、必要と認められる場合には、可及的速やかに以下の対策を実施する。

・ 社会保険業務を円滑に実施するため、具体的な情報を収集するとともに継続的に情報収集を行う。

・ 速やかに社会保険業務を復旧させるため、庁舎及び職員の確保を図る等の緊急業務処理体制を整備する。

・ 関係機関との十分な連携を図り、支払通知書等を

紛失した場合の年金受給方法等円滑な社会保険業務の実施に努める。

- 年金事務所等が被災により機能が麻痺した場合においても、被保険者等への迅速な対応が図られるよう、日本年金機構に対し、被災していない年金事務所等からの必要な職員の派遣や被災していない年金事務所等において被災した年金事務所等の機能を代行する等の対応に関する必要な助言及び指示等を行う。

(3) 社会保険に係る行政サービスの確保

- 厚生労働省年金局は、関係機関と調整を行い、被災地又は避難先の年金受給者が確実に年金を受給できるように努める。
- 厚生労働省年金局は、各種届書の添付書類の簡素化を図るなど弾力的な運用に関し、日本年金機構に対し、必要な助言及び指示等を行う。
- 厚生労働省年金局は、武力攻撃災害への対処に関する措置の実施等について、日本年金機構と連携し、チラシ、ポスターの作成、政府広報の活用などにより、被災地・避難地の被保険者及び年金受給者に対し、的確な情報を提供する等サービスの向上を図る。

(4) 社会保険料に係る納期限の延長、免除

- 厚生労働省年金局は、社会保険料に係る納期限の延長について、必要に応じ、措置を講ずる。

なお、健康保険等の保険料の免除については、厚生

失した場合の年金受給方法等円滑な社会保険業務の実施に努める。

- 社会保険事務所等が被災により機能が麻痺した場合においても、被保険者等への迅速な対応が図られるよう、必要な職員の派遣、社会保険事務所等の機能を代行する等の対応に努める。

(3) 社会保険に係る行政サービスの確保

- 社会保険庁は、金融機関等と調整を行い、被災地又は避難先の年金受給者が確実に年金を受給できるように努める。
- 社会保険事務所は、各種届書の添付書類の簡素化を図るなど弾力的な運用に努める。
- 社会保険庁は、武力攻撃災害への対処に関する措置の実施等について、チラシ、ポスターの作成、政府広報の活用、フリーダイヤルを設置することなどにより、被災地・避難地の被保険者及び年金受給者に対し、的確な情報を提供する等サービスの向上を図る。

(4) 社会保険料に係る納期限の延長、免除

- 社会保険庁は、社会保険料に係る納期限の延長について、必要に応じ、措置を講ずる。

なお、健康保険等の保険料の免除については、厚生

<p>労働省保険局、年金局及び雇用均等・児童家庭局と連携を図り迅速な対応に努める。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第2節～第4節 (略)</p> <p>第8章 (略)</p>	<p>働省保険局、年金局及び雇用均等・児童家庭局と連携を図り迅速な対応に努める。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第2節～第4節 (略)</p> <p>第8章 (略)</p>
--	---